

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求人が名張市個人情報保護条例（平成15年3月28日条例第1号、以下「条例」という。）に基づき行った次の保有個人情報開示請求（以下、「本件請求」という。）に対し、実施機関が行った保有個人情報開示決定及び保有個人情報不存在決定（以下、「本件決定」という。）の取り消しを求める。

保有個人情報開示請求日：令和4年1月4日

請求内容：令和3年12月28日に名張市が請求者へ送付した電子メールに関する、次の①から③までの文書。

- ① 当該電子メールに記載の事項の根拠となる規則等
- ② 当該電子メールの送信の決裁に関する文書
- ③ 当該電子メールに記載の事項を決定した決裁文書

なお、「当該電子メールに記載の事項」とは、名張市内の開発申請において、地元関係者が開発申請者に対し、押印の見返り等として不当に金銭を要求していたため、審査請求人が名張市に対し、調査するよう要望し、名張市は具体的事案を認知していないため、現時点において調査を行う予定はないと回答したものである。

実施機関の処分：令和4年2月17日付け名維第869号（開示決定及び不存在決定）

処分内容：① 請求者を本人とする保有個人情報が記載された公文書が存在しないとして不存在決定
② 電子メールを送信した際の内部決裁に係る起案書、当該電子メール本文及びその添付文書を開示決定
③ 請求者を本人とする保有個人情報が記載された公文書が存在しないとして不存在決定

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が求める公文書は、審査請求人からの調査の要望を、実施機関が「聞いていない」と回答するにあたっての決裁文書、つまり「虚偽の説明をしてもよい」とした決裁文書である。また、当該公文書が存在しないのであれば、不存在決定を

行った上で、虚偽の説明を行ったことについての説明を求める。併せて、虚偽の説明を行ってはいけないと定めた規則等の開示を求める。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、名張市長に審査請求をすることができる旨の教示はなかった。

4 実施機関の主張要旨

本件決定は、実施機関が開示請求書の記載から保有個人情報を特定し、決定した適法な処分である。

実施機関は、審査請求人が審査請求書において主張する文書について、令和4年8月19日付けで保有個人情報不存在決定（名維第397号）を行っているため、審査請求人は、審査請求を求める利益を欠いており、審査請求人の主張には理由がない。

5 審査会の判断

（1）基本的な考え方について

条例の目的は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることから、行政が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、もって基本的人権の擁護と公正で民主的な市政の推進に寄与することである。

当審査会は、個人情報保護の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

（2）本件決定について

まず、当該電子メールの送信の決裁に関する文書について、実施機関が決裁に係る起案書、当該電子メール本文及びその添付文書に記載の請求者を本人とする保有個人情報を開示したことは、開示請求書に記載の事項から判断するに妥当である。

次に、審査請求人が審査請求書において求める「虚偽の説明をしてもよい」とする決裁文書とは、社会通念上存在するとは考えられず、また、当該電子メールの記載内容の根拠となる規則や、虚偽の説明を行ってはいけないと定めた規則についても、名張市個人情報保護条例第12条第1項に「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求をすることができる。」と規定するとおり、個人情報を含まないことが明らかである法令等は、名張市個人情報保護条例における開示請求の対象にならない。

また、実施機関は、本件決定通知書において、教示を適切に行っている。

なお、審査請求人は、実施機関に対し、虚偽の説明を行ったことについての説明を求めているが、保有個人情報開示請求は上記のとおり、請求者が自己を本人とする保有個人情報の開示を請求できる制度であり、業務の説明を求める制度ではないこ

とを申し添える。

(3) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

6 審査会の経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|------------|------------------------------|
| 令和4年 9月30日 | 諮問 |
| 令和4年12月 7日 | 令和4年度第2回名張市情報公開・個人情報保護審査会 審査 |
| 令和4年12月27日 | 答申 |

7 審査会委員

| 職 名 | 氏 名 | 役 職 等 |
|-----|-------|------------------------------|
| 会 長 | 辻 陽 | 近畿大学法学部 教授 |
| 委 員 | 中野 栄蔵 | 名張市シルバー人材センター 理事長 |
| 委 員 | 高嶋 雅子 | 人権擁護委員 |
| 委 員 | 竹谷 和也 | 西日本電信電話株式会社 三重支店 ビジネス営業部長 |
| 委 員 | 田中 友康 | 楠井法律事務所 弁護士 |